○デジタル庁総務省告示第十二号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に関する標準を定める命令（令和八年デジタル庁・総務省令第八号）第三条第二号イ及びロの規定に基づき、行政事務標準文字の文字セット及び地方公共団体情報システム間の連携のための文字符号化方式を次のように定め、告示する。

令和八年三月二十四日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正

一　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に関する標準を定める命令（以下「命令」という。）第三条第二号イの規定に基づく行政事務標準文字の文字セットは、漢字及び変体仮名についてはデジタル庁のウェブサイトに掲載された文字セットとし、それ以外のものについてはＪＩＳ　Ｘ　〇二二一とする。

二　命令第三条第二号ロの規定に基づく地方公共団体情報システム間の連携のための文字符号化方式（文字の集合をコンピュータで扱うために、文字に割り当てた番号とコンピュータで扱うための符号へ変換する対応表の方式をいう。）は、ＵＴＦ―八とする。

附　則

この告示は、令和八年四月一日から適用する。

○デジタル庁総務省告示第十三号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に関する標準を定める命令（令和八年デジタル庁・総務省令第八号）第四条第一項第一号の規定に基づき、同号に規定する機能別連携仕様を次のように定め、告示する。

令和八年三月二十四日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に関する標準を定める命令第四条第一項第一号の規定に基づく機能別連携仕様は、次の各号に掲げる事務の処理に係るシステムに応じ、それぞれ当該各号に掲げる表に定めるとおりとする。

一　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令（令和四年デジタル庁・総務省令第一号。以下「共同省令」という。）第一条に規定する事務の処理に係るシステム　別表第一の一及び別表第一の二

二　共同省令第二条各号に規定する事務の処理に係るシステム　別表第二の一及び別表第二の二

三　共同省令第三条各号に規定する事務の処理に係るシステム　別表第三の一及び別表第三の二

四　共同省令第四条各号及び第七条第二号に規定する事務の処理に係るシステム　別表第四の一及び別表第四の二

五　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和四年政令第一号）第五号に規定する事務の処理に係るシステム　別表第五の一及び別表第五の二

六　共同省令第五条各号に規定する事務のうち選挙人名簿の管理に関する事務の処理に係るシステム　別表第六の一及び別表第六の二